

## 第7回 経営検討委員会その他資料②

### 前回までのまとめについて

2016年2月8日

# 経営検討委員会スケジュール

	日 時	主 な 内 容
第 5 回	12月25日(金) 13:30~ 災害対策室 (新館2階)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道料金体系に係る諮問</li><li>・ 「湖都大津・新水道ビジョン」について</li><li>・ 料金改定率の設定について</li><li>・ 新料金体系の検討課題について</li></ul>
第 6 回	1月26日(火) 14:00~ 災害対策室 (新館2階)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 料金体系検討にあたっての基本方針の整理</li><li>・ 新料金体系の検討(新料金表(案)の提示(複数案))</li><li>・ 料金改定の影響、導入後の状況、補助施策の検討</li></ul>
第 7 回	2月 8日(月) 13:30~ 第3委員会室 (本館4階)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新料金体系の検討(新料金表(案)の決定)</li><li>・ 料金改定の影響に対する補助施策(具体案)の提示</li><li>・ 水道料金体系答申案の提示、検討</li></ul>
第 8 回	3月22日(火) 13:30~ 特別会議室 (新館7階)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問に対する答申</li></ul>

# 料金体系の検討

## 【料金体系検討の基本方針】

- ◆ 料金体系の検討にあたっては、負担の公平性を図ることを大前提として、経営環境の変化や激変緩和などに配慮します。

	検討の視点	検討の方向性	考え方
①	法的な視点	負担の公平性をなるべく確保する	水道法第14条第2項第4号「特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと」
②	経営的な視点	経営環境の変化に対応した料金とする	今後、人口減少等により有収水量の減少が予想される中、その影響を受けにくい体系とする 大口需要家の地下水移行等を考慮した体系とする
③	その他の視点	激変緩和など	一部の使用者に急激な料金負担増とにならないよう配慮する 少量使用者に配慮した料金体系とする

# 料金体系検討にあたっての前提

## 【二部料金制】

◆ 料金体系の検討にあたっては、二部料金制を前提とします。

- 水道料金算定要領では、「基本料金と従量料金に区分して設定する」とこととされています。
- また、検針・集金関係費など水利用の多寡にかかわらず発生する費用や固定費の一部については、基本料金として負担を求めるとされています。

二部料金制を前提とします。

## 【浴場用料金体系】

◆ 料金体系の検討にあたっては、浴場用料金の継続を前提とします。

		大津市	県内他市	中核市	人口類似他市
浴場用料金の設定	あり	○	6市	40市	26市
	なし		7市	5市	5市

- 多くの他市においても浴場用料金が設定されていることに鑑み、急激な料金負担の増加を防止するとともに公衆衛生を図る観点(※)から、浴場用料金を継続することが合理的です。

※公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 第1条…公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

浴場用料金を継続します。

# 料金体系の概要

## 【口径別・用途別併用料金体系】

◆ 料金体系の検討にあたっては、口径別・用途別併用料金体系を前提とします。

	賦課の方法	県内他市	中核市	人口類似他市
用途別	「水道水を使用する目的」により区分し、料金を賦課します。	0市	6市	1市
「口径別」及び「用途・口径別併用」	「水道メーターの口径の大きさ」により区分し、料金を賦課します。	13市	39市	30市

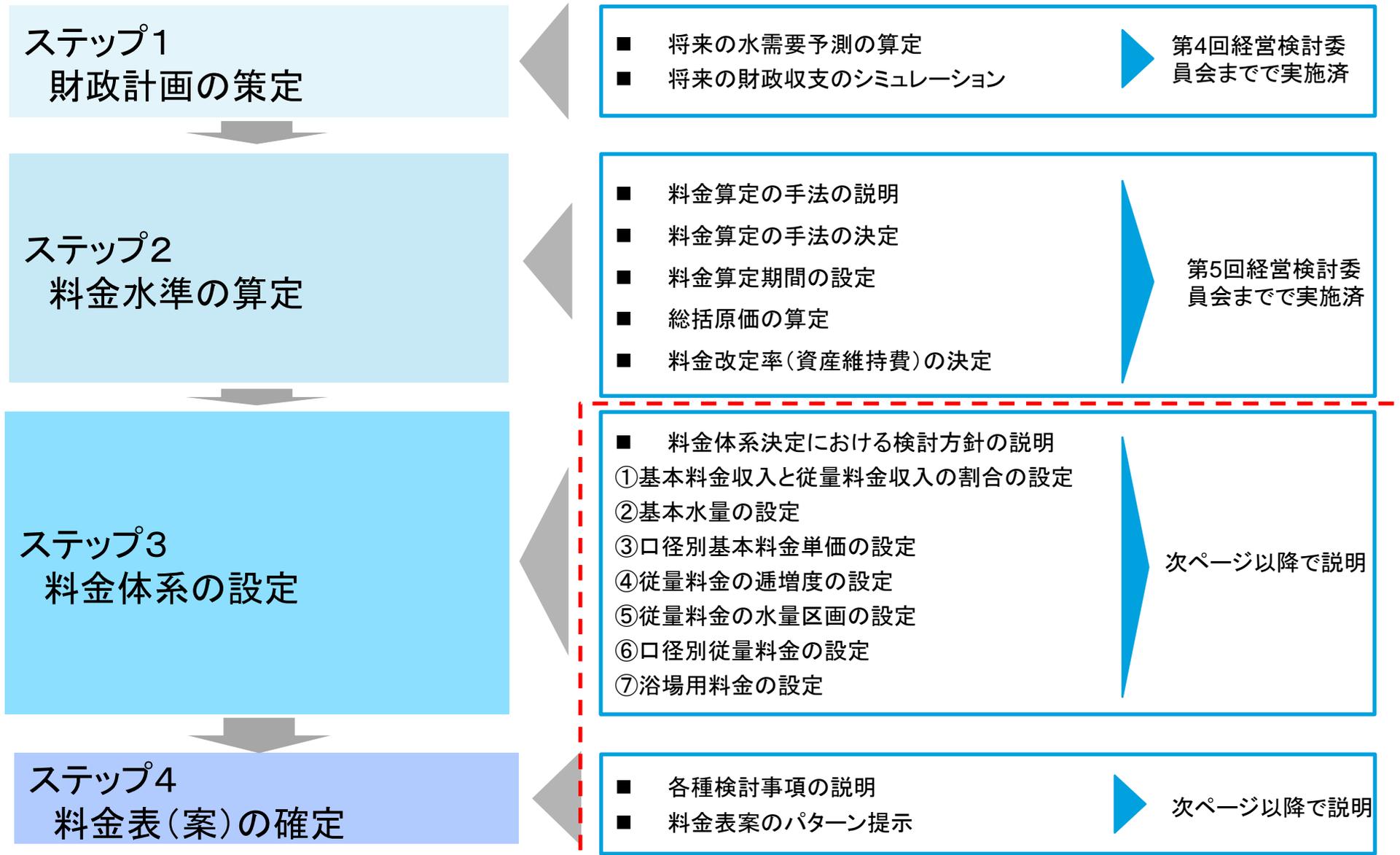
- 水道料金算定要領では、給水管の口径別に必要となる費用に基づいて、総括原価を各口径に配賦することとされています。
- また、口径により給水管等設備の設置費用や、水の流れる量(※)が異なる点に鑑みれば、口径に基づき基本料金の負担を求めることが合理的です。

※水道料金算定要領には固定費を流量等に応じて基本料金と従量料金に配賦する方法が記載されています。

**口径別・用途別併用料金体系を前提とします。**

なお、本市における用途別は浴場用料金のみです。

# 水道料金体系の検討



# 料金体系決定における検討事項(再掲)

- ◆ 水道料金は「基本料金＋(使用水量－基本水量)×従量料金」で算出されます。
- ◆ 料金体系決定にあたっては、「基本料金と従量料金の収入割合」、「基本水量」、「基本料金」「従量料金(逓増度、口径別、水量区画)」等の検討が必要になります。

## ①基本料金と従量料金の収入割合

〈現行料金体系〉

		水道料金 (1ヶ月あたり、税抜)						
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )					
			0－ 10m <sup>3</sup>	11－ 30m <sup>3</sup>	31－ 50m <sup>3</sup>	51－ 100m <sup>3</sup>	101－ 200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
一般用	13・20mm	840						
	25mm	1,120						
	30・40mm	1,380						
	50mm	3,240						
	75mm	3,540	0	124	153	182	211	240
	100mm	4,440						
	150mm	8,900						
	200mm	14,300						
	250mm以上	20,900						
浴場用		5,600		0			60	

②基本水量

③基本料金

⑦浴場用料金の検討

⑤水量区画

④従量料金の逓増度  
⑥口径別の従量料金

# 料金体系決定における検討方針 (1/2)

検討項目	検討の考え方	検討方針	検討案
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	<p>総括原価のうち給水量にかかわらず発生するものは、原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれます。また、水需要の減少が見込まれる現状において、経営の安定性を増すためにも、基本料金収入割合の増加を図ることが望まれます。</p>	<p>水道料金算定要領(4つの手法から一つを選択)にて算出される総括原価の基本料金収入と従量料金収入の割合を基に決定します。</p>	<p>浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率に基づき固定費を按分する方法を採用します。 この結果、<b>基本料金収入割合は36%</b>となります。</p>
②基本水量の設定	<p>基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられ、現状では水道料金算定要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。基本水量(10m<sup>3</sup>)以下の利用者の割合が増加している現状にも鑑み、少量利用者の負担増に留意しつつ、基本水量を見直すことが考えられます。</p>	<p>基本水量以下の利用者負担の公平性に配慮し、基本水量について引き下げること検討します。 その際、小口径利用者の料金改定率を勘案し10m<sup>3</sup>以下の従量料金単価を検討します。</p>	<p>・<b>基本水量は0m<sup>3</sup>又は5m<sup>3</sup></b>とする料金体系パターンを検討します。</p>
③口径別基本料金単価の設定	<p>利用者に給水管の口径に応じた負担を求めることを前提に①で決定した基本料金収入を確保すべく、各口径に応じて必要となる費用に基づき、基本料金で回収すべき収入総額を各口径へ配賦することが考えられます。</p>	<p>水道料金算定要領に記載された基本料金で回収すべき収入総額の配賦方法を参考に、口径ごとの料金改定率、他市の状況を勘案し検討します。</p>	<p><b>水道料金算定要領にて算出された基本料金を原則として採用</b>します。</p>

## 料金体系決定における検討方針 (2/2)

検討項目	検討の考え方	検討方針	検討案
④従量料金の逡増度の設定	従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とすることとされています。また、水需要の減少が見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保のためにも、逡増度を緩和することが考えられます。	従量料金負担の公平性を考慮するとともに、安定的な料金収入を確保するため、県内他市、中核市、人口類似他市との比較を実施のうえ、逡増度を緩和する方向で検討します。	<u>県内市平均である逡増度1.6へ引き下げる</u> 料金体系パターンを検討します。
⑤従量料金の水量区画の設定	水道料金算定要領の参考資料では、水量区画を概ね3から5段階とし、需要実態等を考慮して料金単価を決定することとされています。水需要の変化に応じて水量区画を変更することが考えられます。	需要実態等を考慮し、水量区画の変更の要否を検討します。	<u>水量区画の変更は行いません。</u>
⑥口径別の従量料金の設定	従量料金は、使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とされていますが、少量利用者の負担緩和または逡増度緩和の観点から、口径別従量料金を設定することが考えられます。	口径別の従量料金の設定によるメリット・デメリットを整理し、口径別の従量料金の設定の要否を検討します。	<u>口径別従量料金単価を設定する料金体系</u> パターンを検討します。
⑦公衆浴場用料金	現行料金体系、基本水量(100m <sup>3</sup> )の変更の要否や料金改定率について検討することが考えられます。	公衆衛生上の観点から浴場用料金が設定されている趣旨や滋賀県が定める統制額(入浴料金)の設定状況を考慮して料金改定率や現行の料金体系について検討します。	<u>改定率を4.5%</u> とし、料金体系や基本水量は変更せず、 <u>一律改定</u> します。

## 各料金体系パターンのまとめ

	説明	改定率	基本料金 収入割合	基本水量	逓増度
現行料金	現行料金体系	0%	32%	10m <sup>3</sup>	1.9
パターン①	基本料金単価、従量料金単価を全て一律改定	21.4%	32%	10m <sup>3</sup>	1.9
パターン②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括原価方式(固定費用の按分方法は(ii))にて口径別基本料金を算定</li> <li>・逓増度を1.6に引下げ</li> <li>・基本水量を0m<sup>3</sup>に引下げ</li> <li>・0-10m<sup>3</sup>部分の従量料金単価は5円とする。</li> </ul>	21.4%	36%	0m <sup>3</sup>	1.6
パターン③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括原価方式(固定費用の按分方法は(ii))にて口径別基本料金を算定</li> <li>・逓増度を1.6に引下げ</li> <li>・基本水量を5m<sup>3</sup>に引下げ</li> <li>・6-10m<sup>3</sup>部分の従量料金単価は11円とする。</li> </ul>	21.4%	36%	5m <sup>3</sup>	1.6
パターン④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括原価方式(固定費用の按分方法は(ii))にて口径別基本料金を算定</li> <li>・逓増度1.6に引下げ</li> <li>・基本水量0m<sup>3</sup>に引下げ</li> <li>・0-10m<sup>3</sup>部分の従量料金単価は5円とする。</li> <li>・口径別の従量単価を設定</li> </ul>	21.4%	36%	0m <sup>3</sup>	1.6

# 水道事業者への影響

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
負担の公平性	△	◎	○	○
	口径に応じた基本料金の負担とされていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金算定要領に基づき、口径に応じた基本料金負担</li> <li>基本水量を廃止し、使用水量に応じた従量料金負担</li> </ul>	水道料金算定要領に基づき、口径に応じた基本料金負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道料金算定要領に基づき、口径に応じた基本料金負担</li> <li>基本水量を廃止し、使用水量に応じた従量料金負担</li> <li>口径により従量単価が異なり、不公平感が残る</li> </ul>
経営の安定化	△	◎	◎	◎
	逓増度が維持されるため、水需要の減少による料金収入の減少が大きい	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金収入割合の向上により料金収入が安定</li> <li>逓増度の緩和により水需要減少が料金収入に与える影響が緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金収入割合の向上により料金収入が安定</li> <li>逓増度の緩和により水需要減少が料金収入に与える影響が緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金収入割合の向上により料金収入が安定</li> <li>逓増度の緩和により水需要減少が料金収入に与える影響が緩和</li> </ul>
地下水移行の影響	△	○	○	◎
	大口利用者の基本料金が低いため、地下水併用者の拡大・水道離れに歯止めがかからない	大口利用者に基本料金の適正な負担を求めることによって地下水併用の拡大による減収を抑制	大口利用者に基本料金の適正な負担を求めることによって地下水併用の拡大による減収を抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大口利用者に基本料金の適正な負担を求めることによって地下水併用の拡大による減収を抑制</li> <li>多量利用者の従量単価を引き下げ (201㎡以上232円)</li> </ul>

# 利用者への影響(1/2)

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
家庭からみた場合 (13・20mm、 10 <sup>m</sup> 以下)	○	○	△	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本水量の範囲内での少量利用者の料金負担の不公平感が残る</li> <li>10<sup>m</sup>利用時の改定額は180円で、改定後料金は県内13市のうち2番目に低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本水量が廃止され、少量利用者の不公平感が緩和される</li> <li>10<sup>m</sup>利用時の改定額は250円で、改定後料金は県内13市のうち3番目に低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本水量の範囲内での少量利用者の料金負担の不公平感が残る</li> <li>10<sup>m</sup>利用時の改定額は255円で、改定後料金は県内13市のうち3番目に低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本水量が廃止され、少量利用者の不公平感が緩和される</li> <li>10<sup>m</sup>利用時の改定額は250円で、改定後料金は県内13市のうち3番目に低い</li> </ul>
家庭からみた場合 (13・20mm、 10 <sup>m</sup> 超)	△	△	△	△
	20 <sup>m</sup> 利用時の改定額は450円で、改定後料金は県内13市のうち7番目に位置する	20 <sup>m</sup> 利用時の改定額は500円で、改定後料金は県内13市のうち7番目に位置する	20 <sup>m</sup> 利用時の改定額は505円で、改定後料金は県内13市のうち7番目に位置する	20 <sup>m</sup> 利用時の改定額は500円で、改定後料金は県内13市のうち7番目に位置する



# 前回委員会まとめ(1/2)

改定案	概要	
パターン①	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 従量料金収入の割合は変わっておらず、改定案の中では、<b>水需要減少の経営面での影響を受けやすい。</b></li> <li>✓ また、基本料金が大口径利用者で低く設定されているため、大口径少量利用者は<b>口径に応じた負担となっておらず、</b>利用者間の負担の公平性に欠ける。</li> <li>✓ 一方で、料金改定がわかりやすく、利用者の理解が得られやすい。</li> </ul>	×
パターン②	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基本料金収入割合が現行より大幅に上昇し、<b>経営安定効果が得られる。</b></li> <li>✓ 水道料金算定要領をベースに基本料金を設定しており、各口径に応じた負担を利用者に求めることができ、<b>利用者間での負担の公平化</b>を図ることができる。</li> <li>✓ 基本水量が廃止され、節水努力に応えることができるため、<b>少量利用者の不公平感が緩和</b>される。</li> <li>✓ 逡増度の緩和により、多量使用時の従量料金の改定率が低くなるため、<b>多量利用者の負担の不公平感が緩和</b>される。</li> </ul>	◎
パターン③	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基本料金収入割合が現行より大幅に上昇し、<b>経営安定効果が得られる。</b></li> <li>✓ 水道料金算定要領をベースに基本料金を設定しており、各口径に応じた負担を利用者に求めることができ、<b>利用者間での負担の公平化</b>を図ることができる。</li> <li>✓ 基本水量が設定されており、節水努力が水道料金に反映されないため、<b>少量利用者の不公平感が残る。</b></li> <li>✓ 逡増度の緩和により、多量使用時の従量料金の改定率が低くなるため、<b>多量利用者の負担の不公平感が緩和</b>される。</li> </ul>	△
パターン④	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基本料金収入割合が現行より大幅に上昇し、<b>経営安定効果が得られる。</b></li> <li>✓ 水道料金算定要領をベースに基本料金を設定しており、各口径に応じた負担を利用者に求めることができ、<b>利用者間での負担の公平化</b>を図ることができる。</li> <li>✓ 基本水量が廃止され、節水努力に応えることができるため、<b>少量利用者の不公平感が緩和</b>される。</li> <li>✓ 口径により従量単価が異なり、<b>不公平感が残る。</b></li> <li>✓ 逡増度の緩和により、多量使用時の従量料金の改定率が低くなるため、<b>多量利用者の負担の不公平感が緩和</b>される。</li> <li>✓ 30～50口径の平均給水量の改定率が他の口径の平均給水量の改定率よりも相対的に高い。</li> </ul>	○

## 前回委員会まとめ(2/2)

◆ 前回委員会で採用された新料金表(案)における、前述の検討項目ごとの検討結果は以下のとおりです。

検討項目	検討結果
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率に基づき固定費を按分する方法を採用します。 この結果、 <u>基本料金収入割合は36%</u> となります。
②基本水量の設定	<u>基本水量は廃止</u> します。なお、10m <sup>3</sup> 以下の従量料金単価については、急激な負担増とならないよう配慮します。
③口径別基本料金単価の設定	<u>水道料金算定要領に基づく理論流量比による配賦方法</u> を採用します。
④従量料金の逡増度の設定	<u>県内市平均である逡増度1.6程度</u> に引き下げます。
⑤従量料金の水量区画の設定	<u>水量区画の変更は行いません</u> 。
⑥口径別の従量料金の設定	<u>口径別従量料金単価は設定しません</u> 。
⑦公衆浴場用料金の設定	<u>改定率を4.5%</u> とし、料金体系や基本水量は変更せず、 <u>一律改定</u> します。

## 料金体系表パターン②

◆ 総括原価方式で算定された料金体系(基本料金収入割合36%)をもとに、基本水量0m<sup>3</sup>、逓増度1.6とした場合の改定後の料金体系(パターン②)は以下のとおりです。

〈現行料金体系〉

(円/1ヶ月/税抜)

	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )					
				0-10m <sup>3</sup>	11-30m <sup>3</sup>	31-50m <sup>3</sup>	51-100m <sup>3</sup>	101-200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
基本料金 収入割合	32%	13・20mm	840	0	124	153	182	211	240
		25mm	1,120						
		30・40mm	1,380						
		50mm	3,240						
基本水量	10	75mm	3,540						
		100mm	4,440						
		150mm	8,900						
		200mm	14,300						
逓増度	1.9	250mm以上	20,900						

〈改定後体系(例示)〉

(円/1ヶ月/税抜)

	前提	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m <sup>3</sup> )					
				0-10m <sup>3</sup>	11-30m <sup>3</sup>	31-50m <sup>3</sup>	51-100m <sup>3</sup>	101-200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
基本料金 収入割合	36%	13・20mm	1,040	5	149	173	195	217	240
		25mm	2,030						
		30・40mm	6,830						
		50mm	13,900						
基本水量	0	75mm	36,310						
		100mm	81,000						
		150mm	218,670						
		200mm	460,470						
逓増度	1.6	250mm以上	460,470						

## 【その他報告】前回委員会での質問・回答

- ◆ 第6回経営検討委員会で公衆浴場の営業実態に関する質問がありましたので下記のとおり回答します。

### 【質問・回答】

質問内容	回答
<p>公衆浴場によっては、使用量が少ないところもあるが、公衆浴場として営業しているかどうかはどのように確認しているか。</p>	<p>公衆浴場の営業実態の把握につきましては、大津市の保健所と連携し実施しております。具体的には、年に一度、保健所が公衆浴場に対して補助金を交付するにあたり、保健所から企業局に水道使用量の照会がありますので、その際に情報交換を行っております。また、公衆浴場を廃業される場合、廃業届を保健所に提出されると同時に、用途変更の申請書を企業局に提出いただくこととなっております。</p>

### 【大津市内公衆浴場(滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合HPより)】

小町湯	容輝湯	近江湯	御幸ゆ	西の庄湯	喜楽湯
ゆーゆーらんど大津湯	湯～トピアきりしま	神楽湯	高見湯	福井湯	都湯